

静岡県告示第504号の5

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第3 補助の対象及び補助率（額） (1) ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内の用地を取得した場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、1億5,000万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については2億円）又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） (2) (1)に該当しない場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、1億円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象	第3 補助の対象及び補助率（額） (1) ふじのくにフロンティア推進区域等（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内の用地を取得した場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、<u>県内に工場等を有する企業等であって知事が別に定めるもの（以下「県内企業」という。）</u>にあつては7,500万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については1億円）又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、<u>県内に工場等を有しない企業等であって知事が別に定めるもの（以下「県外企業」という。）</u>にあつては1億5,000万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については2億円）又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。 （表略） (2) (1)に該当しない場合 次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の総額は、<u>県内企業にあつては5,000万円（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ</u>

施設又は研究所を設置する場合については1億5,000万円)又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。 (表略)	<u>同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については7,500万円)又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、</u>県外企業にあつては1億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については1億5,000万円)又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して指定都市が交付する補助金の額のいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。 (表略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和11年1月1日から施行する。
- 2 改正後の指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和11年1月1日以降に用地を取得(賃貸借等を含む。以下同じ。)し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。